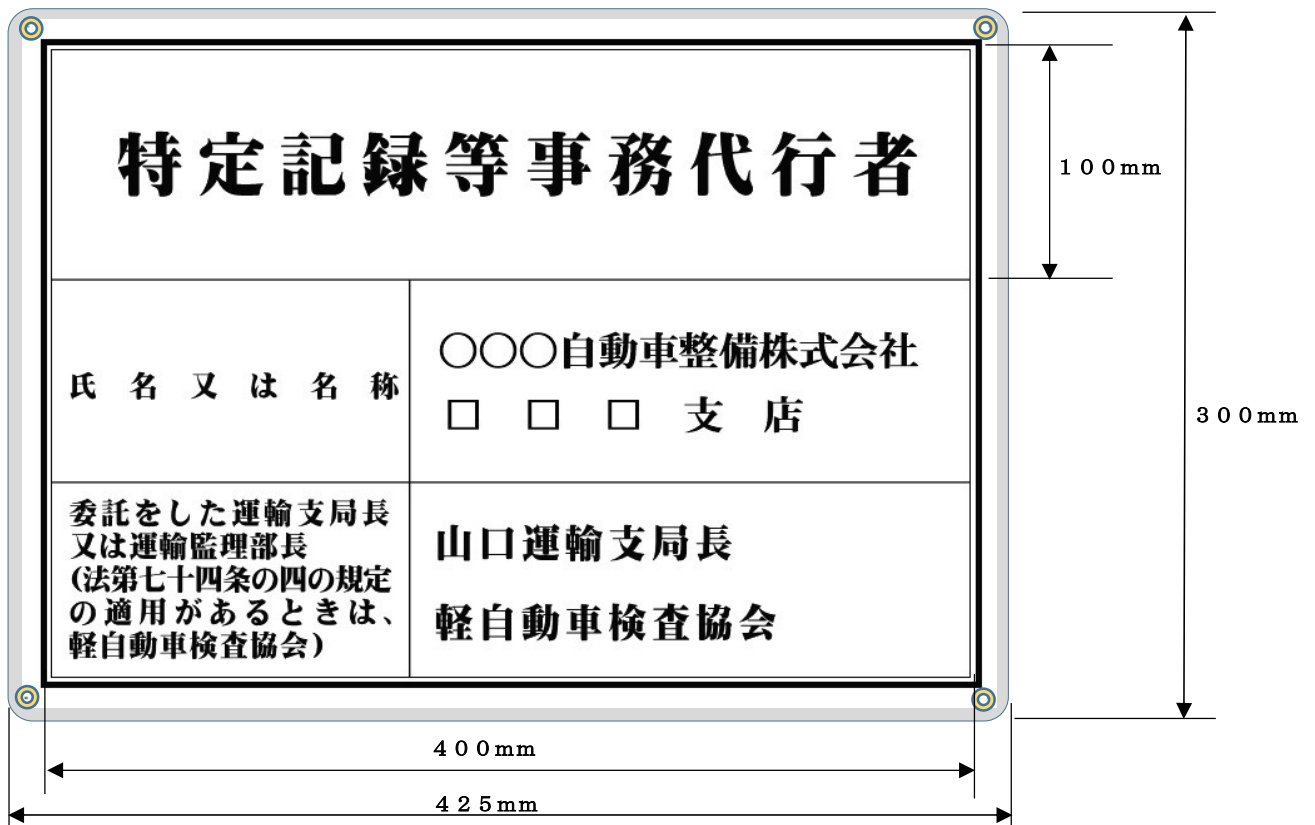


「特定記録等事務代行」申請と 「特定記録事務代行者」標識について

継続検査の自動車検査証更新が行える記録等事務委託制度の開始から3年が経過し、現在多くの指定工場において運用されています。

なお、特定記録等事務代行者は、定められた下記の様式・寸法を満たした標識を掲示する必要があります。

山口県自動車整備商工組合では、下記仕様の室内用ラミネート加工看板を販売しておりますので是非ご利用下さい。



※ 価格：1,100円（税込み）

（完成後、担当者へご連絡いたします。引渡し時にお支払いをお願いします。）

看板注文書

山口県自動車整備商工組合 行き (FAX 083-921-2010)

認証番号 _____

事業場名 _____ 担当者名 _____
(TEL _____)